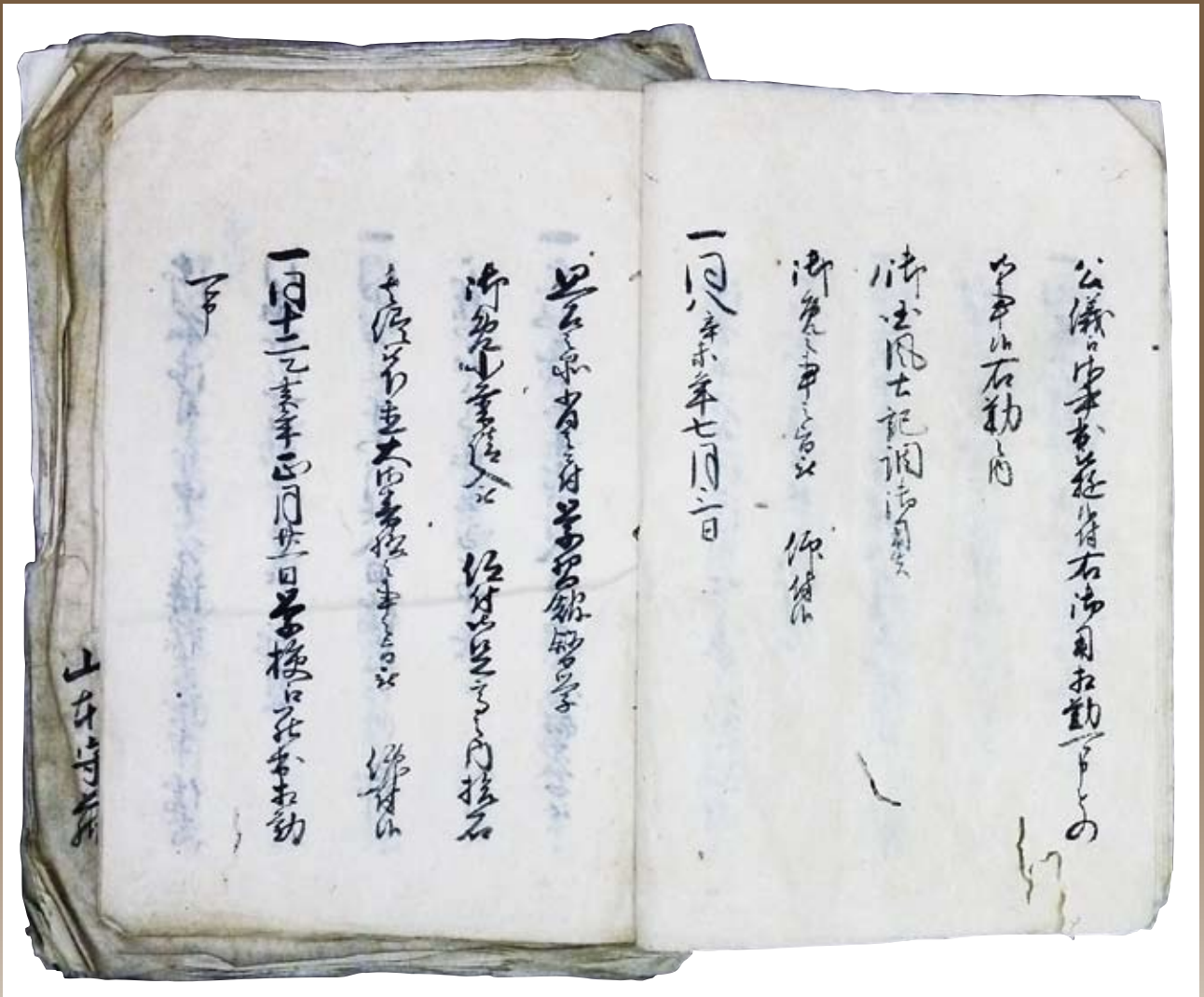


和歌山県立

もん じょ かん

文書館だより

第35号 平成24年7月



山本樂所は、文化八(1811)年七月に突然「御役御免」を命じられます。

二度督学になった山本楽所の謎

はじめに

紀州藩藩校学習館は、第十代藩主治宝によって創建されますが、この学習館の初代の督学(学長)は、山本為之進惟恭(号東籬)であったことは明らかで、二代後の山本謙次郎が安政四(一八五七)年十一月に書上げた系譜(資料番号一四九二一)によれば、東籬は寛政三(一七九一)年八月廿四日に督学に命じられ、文化三(二八〇六)年十二月廿一日、六二歳で病死するまでの十六年間勤めあげています。『南紀徳川史』にもこの系譜が引用されています。

さて、学習館の督学として名前が挙げられている人物は、同書第六冊では、この山本東籬を始めとして、伊藤海蔵弘朝(号海嶠)、山本彦十郎元恒(号亨齋)、山本源五郎惟孝(号楽所)等が記されています。ただ『南紀徳川史』には触れられていませんが、川合豹蔵脩(号梅所)が督学になったことは、さまざまな資料に現れています。

さらに、幸いなことに当館には伊藤海嶠・山本楽所・山本亨齋・川合梅所等につながる系譜も残っています。

それ等から調べてみますと、二代目の督学に山本楽所が、三代目は伊藤海嶠が、四代目にはまた山本楽所が、五代目に山本亨齋、六代目に川合梅所が就任したこ

とが分かりました。

そこで、今回は二度督学になった山本楽所について考えて見たいと思います。

楽所の経歴

楽所の養子守蔵が、天保十二(二八四一)年三月に書上げた系譜(資料番号一四八八三)によれば、楽所は文化四年二月十九日に督学に命じられています。東籬の死から二ヶ月足らずのブランクがありますが、楽所が二代目の督学を継いだのです。

ここで、少し彼の経歴を見てみましょう。

(前略)

香巖院様御代

一天明八戊申年六月十九日学問宜仕候

付被召出七人扶持被下置物読格被

仰付候

(中略)

一位様御代

一寛政三辛亥年二月廿六日他所勤其外

諸事儒者同様相勤可申旨被 仰付候

一同四壬子年二月十日学問宜仕候付儒

者被仰付御扶持方御増拾人扶持被成

下候

一同六甲寅年七月廿五日出精相勤候付

御書院番格被 仰付候依之只今迄之

御扶持方を御切米式拾石二御直被下

置候

一同年八月

廿七日奥

江相詰可

申旨被

仰付候

一同八丙辰

年八月三

日出精相

勤学問も

宜仕候付

三拾石之

高御足米

被下置候

一同十二庚

申年十一

月廿八日

学校取締

方督学申

談相勤督学之儀致勘弁取計可申旨被

仰付候

一同年十二月廿一日御上下拝領仕候

一文化三丙寅年五月朔日学問之儀者当

用之時務二委無之候而者和漢差別有

之御取捨も難相成事故

御前并学校御用無之節者折々政府江

罷出当用之難事を見習可申事之旨被

仰付候

一同年九月三日

公儀御用二付紀伊統風土記新撰被仰

付答二付右御用筋可相勤旨被 仰付

候

一同四丁卯年二月十九日学習館督学被

仰付出精相勤候付御小納戸格被 仰

付四拾石之高二御足高被下置候

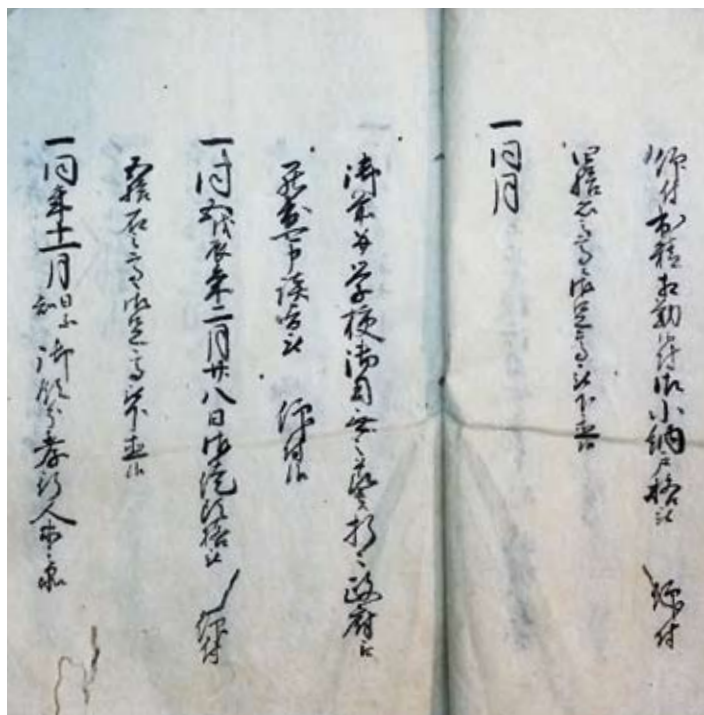


写真1 楽所は文化四年二月、二代目の督学に就きます。

御前并学校御用無之節者折々政府江
罷出可申談旨

を命じられているということです。このことは藩政の枢要に入ったことを意味するものであります。これと同文が山本東籬の系譜にも登場します。

突然の「御役御免」

ところが楽所は、まだまだ元気であるにも関わらず、僅か四年五ヶ月足らず後に突然御役御免を言い渡されます。それが、表紙の写真の文化八(一八一)年七月なのです。

一同八辛未年七月三日
思召之品有之二付学習館督学
御免小普請入被 仰付御足高之内
拾石其俣被下置大御番格之事之旨
被 仰付候

とあります。この突然の「御役御免」の背景には一体何があったのでしょうか。本

人に不行跡があったのか、親類縁者に何かがあった(当時は家単位で物事を処理していましたから、すべてが連帯責任を負わなければなりません)のでしょうか。

しかしながら、「御役御免」され、役格も下げられながらも、「思召之品」があつて、家禄はそのままであり、御足高五拾石の内拾石だけでもそのまま据え置かれたという事は、罪一等を減じられたということを示すものでありますから、あるいは本人の不行跡ではなかったのかも知れません。

ところが、突然の「御役御免」の理由についても、何故「思召之品」があつたのかについても現時点では、それを明確にする資料が見つかりません。

あまりにも早い三代目就任

学習館では現督学が亡くなってから、次期督学が任命されるまで一般的には二ヶ月足らずを要しています。その間は喪に服していたのかも知れません。

ところが、伊藤海嶠は七月三日に御役

御免になった楽所が変わって、同じ月の十一日にはすでに(伊藤専蔵系譜 資料番号一〇五三)三代目の督学に就任しています(写真2)。

これは極めて異例の早さだと言えません。これではまるで海嶠を督学にするために、楽所を罷免したようにしか思えません。その真相は分かりません。

ちなみに、海嶠の娘は五代目の督学になる山本亨齊に嫁いでいます。これは海嶠が亨齊を見込んで姻戚関係を結んだものと考えられます。

海嶠は文化八年七月十一日に督学に就任してから、文化十五(一八一八)年(文化十五年は四月二日に文政と改元されています)四月二十七日に五三歳で病死するまでの七年間督学を勤めています。

督学に再任

ところで、それぞれの系譜を見てみると、学習館の督学は一度命じられると、兼職はあつても、本人が死亡するか、隠居願いを出してそれが受理されるかのいずれかの場合を除いて、生涯勤めるのが

原則で、楽所を除いて、歴代の督学はすべてそうしています。

ところが、楽所は海嶠が督学に就いていた文化十二年正月に、また学習館勤務を命じられます。そして、その二年後には儒者に、さらに文政元(一八一八)年六月八日には、海嶠の後任として四代目の督学に再任されることになるのです(写真3)。

この再任も比較的スピーディーですが、先のような事実を考え合わせると、このようなケースは極めて稀なケースだと言わざるを得ません。

しかし、この再任の時同時に「御留守居物頭格 四拾石高」に、同四年五月十五日に「御徒頭格 五拾石高」に、同八年六月廿一日には家禄を四拾石、六拾石高に、天保九年十二月には家禄六拾石に加増され、同月式百五拾石高にまで登り詰めます。

そして天保十二年正月に七八歳で病死するまで、今度は二十四年間督学を勤め上げているのです。本当に不思議な人事が行われたと言えます。(須山高明)



写真2 伊藤海嶠は文化八年七月十一日、三代目の督学に就きます。



写真3 楽所は文政元(1818)年六月に、四代目の督学に再任されます。

大奥女中つとめ

「大奥」といえばまず思い浮かぶのは江戸城本丸大奥です。打掛などの華やかな衣装や豪華なお道具、将軍に仕える女性たちのあでやかな姿が想像されます。

江戸時代、将軍家や大名家などは表・中奥・奥の区別がありました。大まかにいうと「表」は政庁、「中奥」は官邸、「奥」は私邸、といったところでしょうか。

大奥は将軍やその家族が暮らす私的空間でありました。将軍の正室である御台所や生母、そしてそれらに仕える奥女中たちの生活の場となっていました。

紀州藩の大奥と職制

諸大名や旗本など大身の武家の邸宅などでも表、中奥、奥が区別され、ここでは「奥向」や「奥御殿」などと呼ばれていました。

紀州藩での「奥」は古くは「御内証」とよばれていました。『南紀徳川史』によると、寛政四年（一七九二）十一月二十六日、十代藩主治宝のとき上屋敷（麴町邸）、青山邸ならびに若山（赤坂邸）は七月に類焼の御内証を「大奥」と唱え替えたことが記されています。

紀州藩の大奥でも、藩主や御簾中（藩主の正室）、あるいは隠居した前藩主などを主人とし、それらに仕える奥女中たちで構成されていました。奥女中たちには藩士と同じように役職があり、役職による序列によって席順や俸禄などが決

まっています。

『南紀徳川史』は、「内寝（大奥）の事従来秘密に属し、且つ御広敷勤之外男子嚴禁の制なれば、表方の窺ひ得べき限りに非ず」としながらも、奥女中の職制、俸禄や人数などが記されています。

これによると紀州藩の大奥には、大上臈・老女・若年寄・御中臈・御錠口・表使・御右筆・御次・呉服之間・御三之間・仲居・使番・御半下・御半下子供などの役職がありました。呉服之間までが主人に目通りを許された御目見以上、御三之間からは目通りを許されない御目見以下となります。これと同じような編成で御簾中付の奥女中や、さらに時期によっては隠居した前藩主付の奥女中などが構成されていました。

奥女中の人数

人数は時期によって増減はあるものの、藩主付でほぼ六〜七十人、御簾中付で五〜六十人ほどだったようですが、これらの奥女中には、身の回りの世話をする針妙（主に針仕事）や多門（炊事・水汲みをする）、などの「召遣ひ女」といわれるものたちがついています。

たとえば大上臈（定数一人）には針妙一人・多聞二人・合之間二人・小間遣い一人の計六人が、老女（定数四人）には針妙・多聞・合之間・小間遣いの計四人（合計十六人）、若年寄から表使までであればそれぞれに針妙・多門の二人ずつがついていました。さらに老女や若年寄などには又者と称する使用人四、五人ずつがついていたので、紀州藩大奥には、藩主と御簾

中の女中たちだけでも約三百人から四百人ほどが働いていたこととなります。藩主を含め、わずか数人の主人に大変な人数の奥女中が仕えていたこととなります。

女中の召し抱え

当館に残された藩政資料の中に「付込帳」という資料があります（写真1）。この資料の中に「女中」という項目があり、奥女中の名前や出自（宿元）、ひとりひとりの切米・合力金・扶持などの俸禄や役職、その異動などを知ることができます。奥女中になるのは、藩士の娘や妹などの縁続きの女性が多かったようですが、天保三年（一八三二）三月に召抱られて御半下となった青柳や常夏のように町人の娘なども出仕することができました。



写真1「付込帳」表紙
「収蔵資料目録四」
〔県立図書館移管資料〕丙ツ2

解説

「付込帳」は被下・御門出入・御供筋・江紀往來・役替代番員外召抱・肝煎助勤員外勤役・女中・雑の八項目で構成されています。二〜三年分を一冊にまとめて索引として使用したと思われる「付込帳頭書」と合わせると、天保三年以降、明治五年までほぼ毎年の資料が残っています。奥女中に関する『南紀徳川史』の記述は「當時を熟知せる古老の輩に親しく質疑」したものです。「付込帳」は藩の記録であり大変貴重な資料といえます。

一冊が二〜三百丁程もある冊子なので、各項目の最初の頁にはインデックスがついていて実用的につくられています。

ただしこれらの召抱は御半下や御三之間などの御目見以下の召抱でした。

奥女中の召抱は、御目見以上だと一生奉公が原則で、十三、四歳で勤めに出て、そのまま四十年も、五十年も勤める者も多かったようです。病気になって勤めができなくなった場合をのぞいて御暇をもらう（退職する）ことは難しかったようです。藩主が逝去したときには御中臈（御妾）などは剃髪し何々院と院号を名乗り比丘尼としてそのまま殿中に残りまし

一方、御目見以下であれば、御暇をいただくことも可能で、先ほどの青柳は召抱から十一年後の天保十四年（一八四三）十一月に年明（年季明け）となり御暇をもらっています。

女中の給料は？

表1は弘化二年八月十日に逝去した鶴樹院（十一代藩主斉順御簾中、豊姫）付の奥女中の編成一覧です。

奥女中の俸禄には、切米（金）のほか合力金、扶持がありました。このほかに、月々の薪・伊勢炭・水油・糠・菜銀などの「諸渡り物」も支給されました。

上級の奥女中である大上臈や、老女では切米四十石・合力金二十両・五人扶持、これに加え月々の諸渡り物が、薪十貫四分・伊勢炭四表・水油一升二合・糠四升・菜銀四十八匁で、これに御城に御使に行き際の贈答品などの費用として年々金二十両が支給されていました。

これに比べ御目見以下の御半下になると、切米金はわずか四両となり、扶持も一人扶持、薪二貫・伊勢炭四分・水油二合四

勺・糠一升六合、菜銀五匁六分しかありませんでした。ただし、住居費や食事代はかからなかったもので、いろいろと制約があり窮屈ではあるものの、大奥は女性にとつて良い勤め口であったと思われれます。

女中の住居は？

奥女中の住まいは男子禁制でした。すべての奥女中は「長局」と称される二階建ての宿舎に住み込みで働いていました。長局は建物ごとに一の側、二の側と呼ばれ、一の側には上臈・老女が、二の側には若年寄から表使までと御右筆から呉服之間までの奥女中たちが住んでいました。

上臈、老女の部屋は一人部屋で十畳敷、床の間も付いていました。奥へ出るときは御側向きの二人に送り迎えをしてもらうことができませんでした。平日の御膳は黒塗紋付三方蠅帳付で供され二の膳まで付いて、一汁二菜でした。

二の側の部屋になると相部屋となり、部屋は少し粗末になります。御側向きの送り迎えも一人になり、表使からは送迎は付きませんでした。御膳の蠅帳は無く

役職名	人数	俸禄			御城使金
		切米	合力	扶持	
大上臈	1人	40石	15両	5人	年々金20両
御局	1人	30石	15両	4人	年々金20両
御年寄	2人	30石	15両	4人	年々金20両
中年寄	3人	20両	7両	3人	年々金3両
中年寄助	2人	20両	5両	3人	
御錠口助	1人	15両	5両	3人	年々金5両
御中臈頭	1人	20両	7両	3人	
御中臈	5人	20両	5両	3人	年々金5両
御小姓	3人	15両		3人	
表使	2人	18石		3人	年々金5両
御右筆	2人	15石		3人	
御次	5人	12石		3人	年々金5両
呉服之間	2人	12石		3人	
御三之間	5人	9両		2人	年々金5両
御末頭	1人	8両		2人	
中居	2人	7両		2人	年々金5両
使番	2人	6両		1人	
御半下	10人	4両		1人	年々金5両
御三之間子供	1人				
御末子供	1人				年々金5両
御半下子供	5人				
(合計)	56人				

表1 鶴樹院女中編成一覧 『付込帳』より作成。逝去による御片付時のもの。御目見以上、御目見得以下。

なり、内容も一汁一菜と、やや質素になります。さらに御右筆以下では相部屋はもちろんで、御膳は一菜のみ、送り迎えもなくになります。

御目見以下の御三之間以下では二階に住居し、集団で生活していたようです。掃除や雑事に従事していた御半下などでは病気になるまで永の御暇をもらう者も多かったようです。

奥女中みさ

天保三年七月一日、一人の女性が大奥に召出されることになりました。紀州藩の由緒ある「高家」上座松平六郎右衛門(千石)の娘、みさです。召し出し時の役職は藩主付の御次でした。当時の藩主は十一代斉順です。御次は、大奥内の仏具の掃除や、御前まわりの雑務をこなす役職です。みさには並の通りに(規定の)御切米、扶持方が下され、天保五年七月半ばまで御次として順調に勤めていました。

転機が訪れたのは、同月十八日のことです。前述の『付込帳』(資料番号 丙ツ2)の「女中」の項目によると、みさの召抱を

記した丁の欄外に「天保五年七月十八日、外へ御役替被仰付候二付御切米御扶持方上ル」とかかれています。同資料の天保五年七月十八日の条(写真2)によると、さきほどの役替えになったみさの記事の次に「今日、御中臈一人被仰付、御切

米扶持方並之通、相渡し候様」と記されています。御中臈とは藩主の側室です。名前は記されていませんが(御中臈になると名前は記されないことになっていたようです)、これは明らかにみさの事です。



写真2『付込帳』(丙ツ5) 天保5年7月18日の箇所。みさはこの時みきと改名していました。

御中臈となったみさは、九年後の天保十四年八月二八日、江戸で伊曾姫を産みます。これにより同年十一月に若年寄(御切米金五十両・七人扶持)に進むこととなりました。しかし、伊曾姫は、翌十五年十月二日、わずか一歳二か月ほどで卒去します。そして主人であった斉順も弘化三年(一八四六)閏五月八日(実三月五日)逝去しました。みさはわずか三年ほどの間に娘と主人を亡くしてしまうこととなったのです。

紀州藩の家督は十二代藩主斉彊に相続され、前藩主の御中臈であったみさは同九月に剃髪を申し出ますが摘髪となり、切米・扶持はそのまま下されることとなりました。

竹千代の誕生

しかしながら斉順が逝去したとき、みさは懐妊中でした。そして斉順が亡くなったとされる十六日後(五月二十四日)

に一人の男の子を出産します。その子は父の幼名と同じ菊千代と名付けられました。みさは格別の思召しにより大上臈となり、切米金百両十人扶持を下されています(『南紀徳川史』)。また菊千代には「御誕生様(菊千代)御半下召抱」、「御乳持被召抱」と早くも御世話係の奥女中がつけられました(『附込帳』丙ツ19)。

菊千代四歳の嘉永三年(一八五〇)三月、十二代藩主斉彊が逝去、菊千代が家督を相続し十三代藩主となります。

みさが御内証之御方同格(御簾中同等の格式)となったのは嘉永四年(一八五二)十二月、慶福(菊千代)が元服し(六歳)、従三位中将となったときでした。みさはこのときから実成院殿と称されることになりました。

そんな中、將軍継嗣問題がもたらがります。安政五年(一八五八)六月、將軍継嗣に選定された慶福は江戸城に入ります。そして安政五年七月六日、十三代將軍家定が逝去、十二月に十四代將軍家茂となります。みさは、ついに「將軍生母」にまでのぼりつめ、万延二年(一八六一)二月、江戸城本丸大奥に引き移ることとなりました。

しかしながら家茂は慶応二年(一八六六)七月二十日長州遠征の際、大坂城で病没してしまいます。この二年後、官軍により江戸城開城となり、家茂に嫁していた和宮とともに大奥を去ることになります。三十六年にもわたる御奉公でした。

みさは明治三十七年(一九〇四)千駄ヶ谷の紀州徳川邸で八十四年の人生をおえしました。(松島由佳)

岡本家文書の紹介

岡本家は神野組福田村(現紀美野町)にあり、江戸時代を通じて高野山の支配下におかれていました。高野山からは「地主」という身分を与えられ、庄屋役や触頭を勤めた家でした。

岡本家文書は近世から明治時代にかけての約四四〇〇点(うち九三〇点は県指定文化財)を数える文書群で、『和歌山県史』近世史料四で既に一部が翻刻されています。

この史料群は、現在目録化に向けて整理作業と調査をおこなっているところで、整理が済んだ史料の中から「万代日並記」を、ご紹介しましょう。

万代日並記

「万代日並記」(以後、「日並記」と略)は、天明六年(二七八六)から文久三年(二八六三)までの七七年間の記録です。一年に一冊の帳面がつくられていましたが、惜しくも弘化五(嘉永元)年と嘉永六年の二年分が失われているため、現在七五冊が残っています(写真1)。



写真1 「万代日並記」

七五冊もの日記は、岡本家三代にわ

たって書き留められたものと考えられます。天明六年に筆を起したのが、俊平という人物でした。彼は二年後の天明八年(一七八八)に貞之(定之)と改名し、文政五年(一八二二)まで三十七年もの間書き続けました。「日並記」には、天気やその日誰が何をしたのかを中心に、イエの行事、高野山や近隣の人々とのやりとりなどが公私にわたって書かれており、当時の生活を知る貴重な記録となっています。

特に貞之は筆まめで、当初は帳面に一日ごとのスペースを割付けていましたが、書ききれなかったために、たくさん付せんを貼って一日分の記事としていきます。しかしそれでは読みにくかったり、はがれたりしますから具合が悪かったのでしょう。付せんは使われなくなり、その分帳面の厚みが増えました(写真2)。



写真2 左文化九年(1812)、右天明六年(1786)付せんを使わなくなったために厚みが増している

「日並記」をめくっていると、書き誤りや日記のつけもれがほとんどないことに驚きますが、「日並記」の中に挟まっていた一枚の紙を見つけたことよって理由がわかりました。読んでみると、八月一五日の文面と同じだったので、つま

り、日記には下書きがあった、帳面に清書していたと考えられます(写真3)。

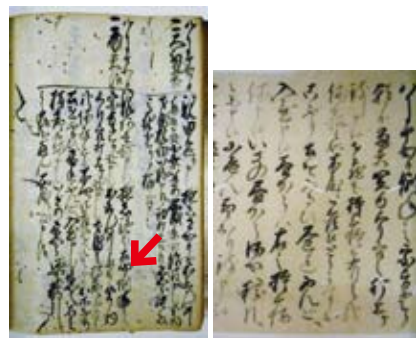


写真3 左 享和三年(1803)「日並記」と右 八月十五日条の下書き

次に、文政五年から父貞之と分担して日記を書き始めたのが貞継です。分担しているとはわかるのは、筆跡の違いもありますが、書き手によって表現が異なるためです。貞之が書いている場合、文章の冒頭が「拙者」から始まり、記事中に貞継の通名である「新次郎」という名前がみえるのに対し、貞継(新次郎)は「両親様」もしくは「親」と書き始めるのが約束となっています(写真6参照)。翌六年(二八三三)からは、貞継がすべてを任せ、以後嘉永五年(二八五二)まで記録をつけました。父にはかないませんでした。それでも三〇年間におよんでいます。

貞継が几帳面な性格だったことは、その筆跡から一目瞭然です。また、日記を書く際に下敷きに用いられたとみられる紙が見つかっていることから、その性格がうかがわれます(写真4)。罫線がひかれた紙を下敷きとすることによって、まっすぐに文章を書くことができ、また一日の分量の目安ともなることから、凡

帳面な貞継には必須アイテムだったのでしよう。



写真4 下敷きを挟んだ状態で「上」と書いてある紙が下敷き

高野山への出陣

「日並記」最後の作者となったのが隆政でした。隆政は幼名を兵馬といい、嘉永三年(一八五〇)から帳面の表紙に名前が記されるようになります。ところが、いざ「日並記」を開いてみると、明らかに貞継の筆跡です。父から子へ家業の引継をはじめたことよって、貞継は兵馬の名前を記すようになったのでしょうか。

実際に兵馬自身が「日並記」をつけ始めるのは嘉永七年(一八五四)からで、この年は父貞継と分担しています。兵馬が中心となって日記を書いたのは翌八年からの一〇年間でした。

最後となった文久三年(一八六三)の「日並記」からは、幕末の動乱が岡本家に直接影響を与えたことが伝わってきます。それが、この年起きた天誅組の乱でした。天誅組の乱とは、八月一七日に尊王攘夷派で公家の中山忠光を主将とし、土佐を中心とした諸藩の志士が大和五條にあつた代官所を襲撃したのを皮切りに、同月二七日頃まで続いた戦闘をいいます。「日並記」の八月一九日条では「川上五條二而天中人と申、胃兜着いたし候者数人同所代官打死」(句読点・傍点は筆者)と早速入手した情報を日記に書付けてい

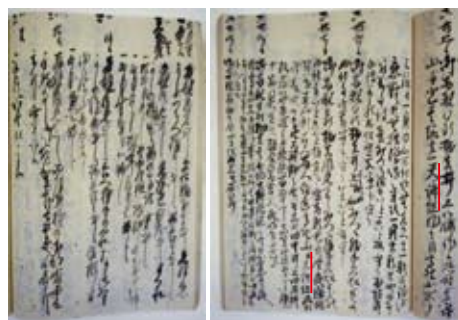


写真5 貞継(左)と兵馬(右)の筆跡
文久三(1863)「万代日並記」赤線部分が「天誅組」

ますが、いつも通りの日常を送っています。二五日に至って今度は「天誅組」の文字があらわれますが、まだ緊迫した様子はみられません(写真5)。

しかし、二七日には鎌瀨村から高野山が大騒動になっていると伝えられてきたので、隣の志賀野組と合わせて鉄砲二〇〇丁と人足二五〇人などと共に夜明け方から登山し、警備にあたりました。兵馬はしばらく高野山にいたために、九月一日から五日までの記事が書けなかつたようです。六日からは、なかなか帰ってこない息子に代わって父貞継が二七日まで久しぶりに筆をとりました。先ほど述べたように、親から子へ引継をする年や高野山へ登るなど、当主が「日並記」を書くことができない場合、隠居した親や家族が代筆しました。

こうして三代七七年におよんだ「日並記」でしたが、この年の一月一日を最後に記述は終わりました。

二百年前の年越し

今からちょうど二百年前、文化九年

(二八二二)の「万代日並記」より岡本家の年越しの様子をのぞいてみましょう(写真6)。まず日付ですが、極(二二)月二九日となっております。江戸時代は太陰太陽暦をつかっていたため、ひと月は二九日から三〇日しかありませんでした。文化九年の一月は小の月だったので、二九日が晦日です。

親(貞之)は勘定をし、母と拙者(貞継)、幸左衛門と八重野・竹野・ふての女性三人も加わって、正月のこしらえにあたりました。源蔵・関内はおそらく奉公人で、掃除をしています。

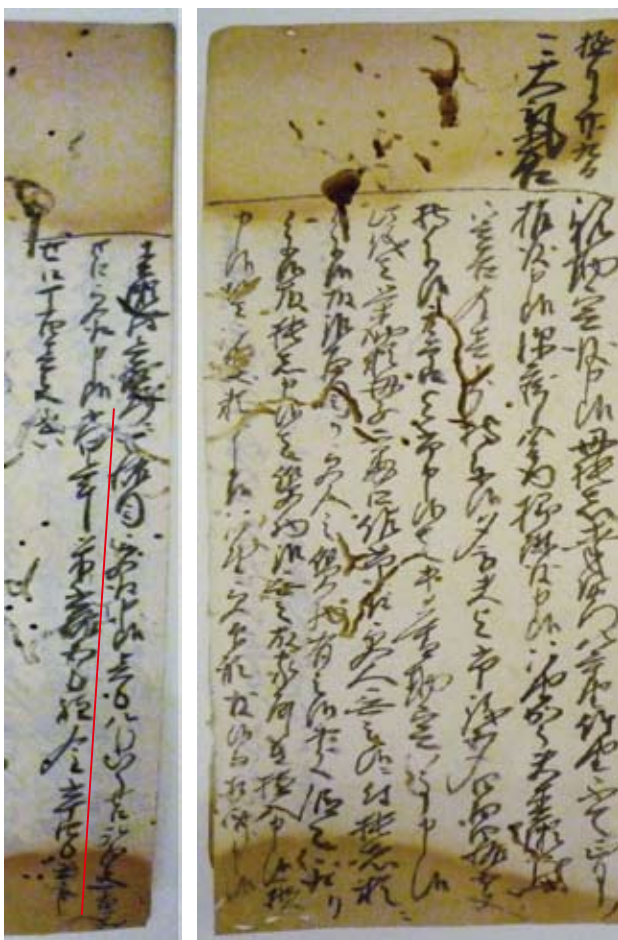
当時、勘定は現金でその都度精算するのではなく、掛売・掛払が広くおこなわれていたため、松瀨村の定吉は近隣に住む河野氏の夫(使い)として、与市も使いで、また松瀨村の兵左衛門も支払いのため金銭を持参しています。与市は銭を持つてきた際に、当年の暮れの勘定の話をしています。その内容とは、作市に頼母子があつたが、受人(保証人)がないため拙者(貞継)に受人を頼まれたものの、質物銀(保証金)がないため「作市(の家屋敷を指入(抵当)にしてはどうか」と拙者が言ったところ、作市は河野へ頼み、河野はこれを受けて印を押したとのことでした。

日記の最後には、この年の米と金の相場が記されています(傍線部分)。ちなみに、この年の大坂堂島の米と金の相場はそれぞれ五九匁七分、六四匁三分五厘でしたので、和歌山の米相場は若干高く、金の相場はほとんど同じであったことがわかります。

「日並記」では十二月の中旬を過ぎたころから、毎日のように「勘定」の文字がみられるようになります。とはいえ、家内

では正月を迎える準備や大掃除がおこなわれており、現在と変わらない年末の風景がみられました。(砂川佳子)

写真6 「万代日並記」文化九年(二八二二)極月廿九日条
文化九・十年(二八二二・二三)は貞之ではなく、貞継が筆者です。



翻刻(句読点・傍線は筆者による)

極月廿九日
一天氣 吉

親勘定致申候。母、拙者、幸左衛門、八重野、竹野、ふて正月ノ拵致申候。源蔵、関内、掃除致申候。河野から夫松瀨村定吉金壹分持参候。夕方、夫与市銭五貫四百四拾五文持参候。其節与市申候者、申ノ暮勘定ノ事申候。此儀者、栄助頼母子二番口、作市取受人無之候二付、拙者頼二被参候故、銀百目ツ、受人之質物有之候處、段々取り被参候故、拙者申候者、質物銀無之故、家屋しき指入申候様申候得者、河野へ頼申候。河野受、印形致候而、相済申候。松瀨村兵左衛門二七拾目受取申候。壹匁八分八厘せに式百文丁百二文せに受取申候。当年米六拾五匁程、金六十四匁六分。せに丁百文文遣い。

平成二十四年度 古文書講座I

今年度の古文書講座はⅠ・Ⅱとして、二回に分け開催することとなり、まず7月～9月にかけて、古文書講座Ⅰが開催されました。

『紀州家中系譜並に親類書書上げ(上)(下)』の完成を記念して、「家中書上げ」と、「風聞録」を照らし合わせることににより判ってきた、武家の驚くべき実態について、遊佐教寛研究員がわかりやすく解説しました。

各回の講座内容は、次のとおりです。

秘「風聞録」と「家中書上げ」

入門者向け

第1回 娘を遊女奉公に 7月21日(土)

第2回 継子虐待 7月28日(土)

初級・中級者向け

第1回 養子を調伏 8月4日(土)

第2回 預り夜具を質に入れ 8月25日(土)

第3回 御犬へ棒 9月1日(土)

「入門者向け」講座には、延べ一四二名、「初級・中級者向け」は、延べ一九一名の出席がありました。

「入門者向け」アンケートより



この講座では古文書の文字、内容だけではなく、その背景等も含めての解説をして下さるので、当時のことがわかって非常に興味深いです。

・密通、遊女、奉公、継子、虐待etc...

昨今の世間話や芸能ゴシップに出てくるようなテーマをあてがってくれて、興味深く聴講できました。

・古文書講座を学んだことで地域の歴史に少し関心が出てきました。もっと続けたいと思います。

「初級・中級者向け」アンケートより



・当時の人々の生活がよくわかりました。古文書の知識に加え、歴史の隙間を埋めるようなお話を聞かせていただけるのがとても楽しみです。

・武家の生活の現状と、求められる倫理観とのバランスがよくわかり面白かった。

・ちょっとした事件でも、裁定がすごく大事になるこの時代の考え方がわかり、面白く聴講させていただきました。

文書館の利用案内

■ 利用方法

◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。



◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■ 開館時間

◆ 火曜日～金曜日 午前10時～午後6時

◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

■ 休館日

◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

◆ 年末年始 12月29日～1月3日

◆ 館内整理日

・ 1月4日

(月曜日のときは、5日)

・ 2月～12月 第2木曜日

(祝日と重なるときは、その翌日)

・ 特別整理期間 10日間(年1回)

■ 交通のご案内

◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分

◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第35号

平成24年11月30日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒644-1100 五一
和歌山市西高松一丁目七三八
きのくに志学館内
電話 〇七三ー四三六ー九五四〇
FAX 〇七三ー四三六ー九五四一
印刷 株式会社ウインク